

令和 8 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	21 事 業 所
年 間 総 給 水 量	17,837,915 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5,584,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	48,871 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15,300 立方メートル

(2) 主要建設事業

事 業 名	施 行 場 所	事 業 費	事 業 概 要
北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	1,052,779 千円	浄水場工事

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,350,183 千円
第 1 項 営 業 収 益	1,120,663 千円
第 2 項 事 業 外 収 益	229,520 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	1,893,516 千円
第1項 営業費用	1,777,891 千円
第2項 財務費用	115,110 千円
第3項 事業外費用	15 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 380,444 千円は、過年度分損益勘定留保資金 167,697 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 212,747 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,452,799 千円
第1項 企業債	2,452,100 千円
第2項 雑収入	699 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,833,243 千円
第1項 建設費	1,052,779 千円
第2項 改良費	1,400,440 千円
第3項 企業債償還金	380,024 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第二浄水場中央監視制御設備光回線化工事	令和8年度から令和9年度まで	16,000 千円
第三浄水場浄水池他ゲート更新工事	令和8年度から令和9年度まで	37,000 千円
第三浄水場取水口エアチャンバー更新工事	令和8年度から令和9年度まで	30,000 千円
第三浄水場取水ポンプ設備補修工事	令和8年度から令和9年度まで	37,000 千円

第三浄水場沈殿池流出弁補修工事

令和8年度から令和9年度まで

10,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	2,452,100千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,453,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	196,911千円
(2) 交際費	50千円

令和8年2月13日提出

岩手県知事 達 増 拓 也